



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

持続化補助金（第18回一般型通常枠）

小規模事業者持続化補助金（一般型通常枠）は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

本補助金は、当所経営指導員がご相談に応じています。

◆対象事業者：小規模事業者（従業員数：商業サービス業は5人以下、製造業他は20人以下）

◆補助対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

◆補助上限：50万円

※上記金額に、インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引き上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ

◆補助率：2/3（賃金引き上げ特例のうち赤字事業者は3/4）

◆公募期間：①申請受付開始：令和7年10月 3日（金）

②申請受付締切：令和7年11月28日（金）17:00

※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切…11月18日（火）

◆申請方法：電子申請システムでのみ受付（郵送不可）

※電子申請はGビズIDアカウントが必要



詳しくはこちら

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

新津地域向け会報誌

「にいつホットステーション新年号」に “紙上名刺”を掲載しませんか？

毎月当所が発行している会報紙「にいつホットステーション」は新津地域向けに新聞折込にて配布しており、その配布区域は旧新津市、小須戸地区、矢代田地区、江南区嘉瀬のおよそ16,270世帯に及びます。毎年1月に発行する会報誌は「新年号」とし、紙上名刺（ミニ広告）の掲載コーナーを設けております。新年のご挨拶の機会に是非ご活用ください！

◆発行日 令和8年1月1日（木）

◆配布日 令和8年1月3日（土）※予定

◆掲載料 2,000円

◆掲載サイズ 縦4.0cm × 横3.0cm

◆申込締切 令和7年11月14日（金）

◆申込方法 申込書をご記入のうえ、当所までお申し込み下さい。

（メール：n-cci@fsinet.or.jp / FAX：0250-25-2332）



申込書(PDF)



昨年の掲載内容(PDF)

<担当：近藤・甲田>

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

（1）基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額			改正前
	改正後		改正前	
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円			
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円			
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

※表中の金額と異なる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

（2）給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

※この他にも「特定親族特別控除の創設」、「扶養親族等の所得要件の改正」がございます。

詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

【国税庁ホームページ】

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



新津商工会議所
ホームページメール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

経営改善貸付（マル経融資） （賃上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制 度 名	融資限度額	使途（返済期間）	利 率 等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円	運転 設備（10年以内）	2.00% ※10／1現在 特例:上記利率-0.5%(2年間)

〔マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して
商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。〕

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：賃上げ貸付利率特例制度の対象者について】

創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



～制度のご利用について、お気軽にご相談下さい！～

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。当所経営指導員までご予約をお願いいたします。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・11月 4日（火）
 - ・12月 2日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・11月11日（火）
 - ・12月 9日（火）

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

新潟県最低賃金の改定に係る各種助成金について

新潟県最低賃金額は令和7年10月1日から時間額1,050円となります。最低賃金引き上げに向けた支援に関わる各種助成金が設けられています。

「業務改善助成金」

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

「キャリアアップ助成金」（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

「働き方改革推進支援助成金」

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

「人材開発支援助成金」

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

「人材確保等支援助成金」（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

より高い処遇への労働移動等への支援」

- ・特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）
- ・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）
- ・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）



厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ

イベント『秋葉区のお店 集めました♪』出店者募集のお知らせ

秋葉区で営業されている「お店」を多くの方に知っていただき、秋葉区を盛り上げよう、というミニ物産展企画です。店舗をお持ちの方ほか、秋葉区在住で各地イベントで活躍されている作家さん達も参加します。出店をご希望の方は下記のQRコードよりお申し込み下さい。

●開催日時：令和8年2月15日（日）
10:00～15:00

●申込方法：みんなのコネクトマルシェ
インスタDMより

●場 所：秋葉区新津健康センター 1階・2階

●出 店 料：2,000円

●区 画：2.0m×2.0m（サイズ変更可能）

●申込締切：11月30日（日）

●お問合せ：090-4373-0931（ショートメールにて対応）

主催・warmcle_ワムクル 新津健康センター 共催・新潟市



@MINNANO_CONNECT